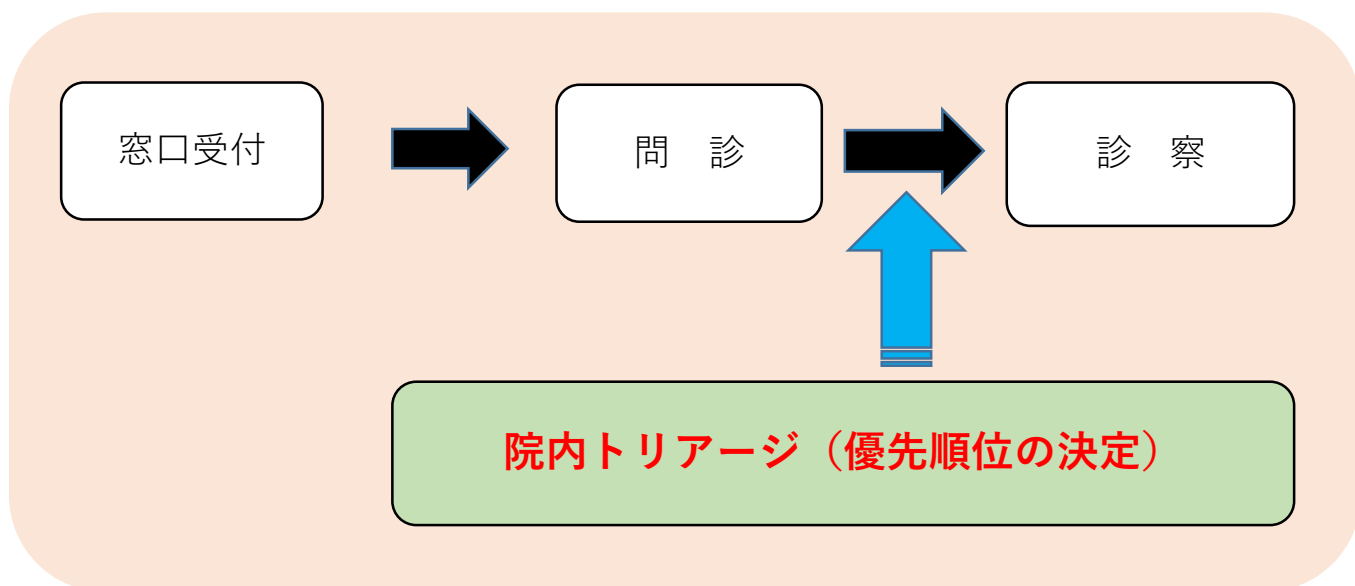


院内トリアージ実施のお知らせ

* 院内トリアージとは・・・

診察前に医師又は看護師が症状をうかがい、患者さんの緊急度を判断し、より早期に診察を要する患者さんから優先して診察するしくみです。



当院は夜間、休日において、受診された初診の患者さん（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、来院後、速やかに緊急性について判断をした場合、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施料」を算定させていただきます。

* 診察は受付順ではありませんのでご理解・ご協力をお願いします。

- ・ 院内トリアージの実施基準を定め、見直しを定期的に行っています。
- ・ 院内トリアージの実施について説明を行い掲示にて周知しています。
- ・ 医師又は救急医療に関する３年以上の経験を有する看護師が配置されています。

医療法等に基づく掲示（医）	掲示部署・係名	診療請求係	掲示許可番号
	掲示日	2024年10月1日	10